

参考
2009.5.22
瀬戸義彦参考資料

No	違反内容	避難に関する基準		防火区画	容積率 ※4	建ぺい率 ※5
		廊下の幅員が、規定の幅員に対して不足している。	2以上の直通階段設置義務規定に違反している。 ※1			
	違反条項	法35条 (令119条)	法35条 (令121条)	法36条 (令112条)	法52条	法53条
1	UB21三国30	○	○	○	○	
2	UB21東三国	○	○※2	○	○	
3	UB21新大阪	○		○	○	
4	UB21姫島 I・II	○	○※3	○	○	
5	UB21中津		○	○	○	
6	UB21野田29	○	○	○	○	
7	UB21梅田		○	○	○	○
8	UB21西梅田		○	○	○	
9	UB21大国町	○	○	○	○	○
10	UB21難波28	○	○	○	○	○
11	UB21難波南	○	○	○		

※1、UB21東三国・UB21姫島 I・II 以外は、屋外避難階段が屋内階段となっているため。

※2、UB21東三国は、1基の階段が最上階まで通じていないが、最上階は、現在閉鎖中であり、供用されていない。

※3、UB21姫島 I・II は、2基ある屋外階段が接続されており、かつ1基は避難階まで通じていない。

※4、容積率は、約270%～約890%

※5、建ぺい率は、約30%～約90%